［まなぼライセンス］サービス利用申込書

申込日：　　（西暦）＿＿＿＿＿年＿＿＿＿月＿＿＿＿日

利用サービス：　プログラミング教室運営支援　※専用システム[まなぼクラウド]使用

■ 利用規約の合意　　☐合意しました　☐合意しません

■ 利用料金について　　☐確認しました　☐確認していません

■ [まなぼライセンス]取得希望分野

☐ Scratch　　申込理由：☐ [できるクラウド]修了　☐実務経験事務局承認

☐ HTML/CSS　　申込理由：☐ [できるクラウド]修了　☐実務経験事務局承認

☐ JavaScript　　申込理由：☐ [できるクラウド]修了　☐実務経験事務局承認

☐ Python　　申込理由：☐ [できるクラウド]修了　☐実務経験事務局承認

※本申込までに取得されていた分野

☐ Scratch　☐ HTML/CSS　☐ JavaScript　☐ Python

■ 利用者情報

利用者氏名　　（漢字）＿＿＿＿＿＿＿＿　（フリガナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

利用者連絡先　　（携帯）＿＿＿＿＿＿＿＿　（メールアドレス）＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 法人申込

法人名：　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人担当者名　（漢字）＿＿＿＿＿＿＿＿　（フリガナ）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人住所　　〒＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

法人電話番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 個人申込

住所　　〒＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

※センター記入欄　　受付担当者（　　）　顧客番号（　　）

プログラミング講師資格認定[まなぼライセンス]利用規約

〔大切な内容です。お申込み前に必ずお読みください。〕

第1条【講師資格認定】
1)認定を希望されるお客様が申込書の提出・ご来社・お電話・電子メール・当センターホームページからの送信のいずれかの方法にて講師資格認定の意思表示をされた時点で資格認定の申請が成立します。
2)当センターは1)の申請について10営業日以内に審査を行い、講師資格認定の可否を決定しお客様に通知します。
3)2)における講師資格認定要件は予め当センターホームページ等にて開示を行います。定められた認定要件以外の審査については当センター長の権限により行うことといたします。
4)ライセンスは、講師資格認定の承認を受けた日より1年間の有効期間といたします。ただし更新料の支払により以降も講師資格認定を年次で更新し有効期間を延長することができます。
5)お客様のご希望により、講師資格認定の有効期間中に資格認定を辞退することが可能です。なお辞退された場合においても第2条・第3条の規定において納入された金額の返金はいたしません。
6)当センターの意向により講師資格認定制度を一部変更・廃止を決定することがあります。その場合においても有効期間中の講師資格認定が効力を失うことはありません。
7)天災事変、疫病・感染症の流行等に伴う政府等からの休業要請等により講師資格認定が活用できなかった場合においても、当センターはその責めを負いません。

第2条【初回発行料】
1)講師資格が認定されたお客様は、通知を受けた日から1週間以内に、「初回発行料」を当センター指定口座にお振込いただきます。お振込み時の振込手数料等は利用者様にてのご負担をお願いしております。

指定口座:みずほ銀行　堂島支店(店番507) 普通2363436　株式会社キャスト・ワークス

2)初回発行料の金額については、予め当センターのホームページにて開示を行います。
3)期日通りの納入が確認できない場合、当センターは講師資格認定を取り消すことといたします。
4)いかなる理由においても、一度納入された「初回発行料」は返金を行いません。

第3条【更新料】
1)第1条5)の規定により講師資格認定の更新を希望する場合は、ライセンス有効期間の10日前までに所定の「更新料」を当センター指定口座にお振込いただきます。お振込み時の振込手数料等は利用者様にてのご負担をお願いしております。
2)「更新料」の金額については、予め当センターのホームページにて開示を行います。
3)期日通りの納入が確認できない場合、当センターは講師資格認定を延長いたしません。
4)いかなる理由においても、一度納入された「更新料」は返金を行いません。

第4条【個人情報の取り扱い】
1)当センターは講師資格認定希望者ならびに講師資格認定者の個人情報を適切に保護し、プライバシーポリシー(個人情報保護指針)にしたがって、適切に取り扱うものとします。
2)本規約に基づき当センターにご提出頂きました個人情報に関しては以下の目的にのみ使用いたします。
①利用手続きに関する諸連絡　②当センターおよび運営会社のサービス案内の送付　③アンケートの送付　④その他当センターおよび運営会社が諸サービスを提供するにあたり必要な情報の提供

第5条【届け出事項の変更】
講師資格認定申請時の氏名、住所、電話番号などに変更が発生した場合には、変更後1週間以内に当センターに所定の方法にて届けることとします。変更のお届けが無い場合に発生するいかなる事象に対しても当センターは一切責任を負いません。

第6条【講師資格認定の取り消し等】
1)当センターの判断で、講師資格認定申請をお断りすることがあります。また、講師資格認定後でも、以下のいずれかの事由に該当する場合は、事前に通知することなく、当該お客様の講師資格認定を取り消しさせていただきます。
①申請内容、情報に虚偽の事実、誤記又は記載漏れが認められた場合。
②過去に本サービスの講師資格認定を取り消された方ならびに講師資格認定の停止処分を受けた方である場合。
③未成年者、成年被後見人、被保佐人又は被補助人のいずれかであり、法定代理人、成年後見人、保佐人又は補助人の同意等を得ていなかった場合。
④死亡した場合
⑤当センターが同業と認定する事業を経営する方、もしくは役職に従事している方である場合。経営・役職とは、登記上の地位・役職だけではなく当該事業における実質的なお立場に基づき判断を行います。
⑥反社会的勢力等(暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ)に属する方である場合。又は資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営若しくは経営に協力若しくは関与する方であると当センターが判断した場合。
⑦保育・教育等の職業において懲戒解雇になった方、ないし懲戒解雇歴が判明した方。
⑧青少年の健全育成に関わる諸法令・通知等において違反した方、ないし違反歴が判明した方。
⑨当センターとの連絡が途絶した方。
⑩その他、特に当センターがお申込みの取り消しの必要を認めた場合。
2)1)における講師資格認定取り消しにおいては、既に納入された「初回発行料」「更新料」の返金は行いません。

第7条【講師資格認定の停止処分】
講師資格認定者のうち、次の各号に該当する方については講師資格認定の停止処分を受ける事があります。
1)秩序を著しく乱すなど、プログラミング指導者としての本分に反した方。
2)営業、宣伝、広告、勧誘, その他営利目的において、生徒に声をかける等の迷惑行為があると認められる方。
3)その他、当センターが不適切と判断する行為により生徒に迷惑を及ぼす行為があると認められる方。

4）講師資格認定の停止処分においては、既に納入された「初回発行料」「更新料」の返金は行いません。

第8条【講師資格認定を受けた方の禁止行為】
1）講師資格認定を受けたによる次の行為を禁止することとします。
①生徒もしくは他の講師のユーザー名またはパスワードを不正に利用する行為
②生徒もしくは他の講師、第三者または当センターの著作権その他の権利を侵害する行為
③生徒もしくは他の講師、第三者または当センターに対する暴言・悪口・嘲笑・差別発言等著しく不快感を与える行為
④生徒もしくは他の講師、第三者または当センターを誹謗中傷・名誉毀損する行為
⑤公序良俗に反し、社会的に不適切な行動と解される行為
⑥当センターが提供する各種のサービス（当センターのサーバー、コンピュータネットワーク又はユーザーアカウントを含む）を毀損し、無効化し、過度の負担を課し、損ない、又は不正にアクセスする行為、もしくは運用に支障を与える行為
⑦ウイルス、あるいはコンピュータのソフトウェア若しくはハードウェア又は通信機器の機能を中断、破壊又は制限するなどのコンピュータコード、ファイル又はプログラムを拡散する行為
⑧法令または本規約に違反する行為
⑨前各項のいずれかに該当する恐れのある行為
⑩その他、当センターが支援サービスの運営上において不適当と判断する行為
2）本条1）の各項を遵守いただけない場合、第7条の規定による講師資格認定の取り消し、もしくは第8条の規定による講師資格認定の停止処分といたします。

第9条【権利譲渡】
1）当センターが本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びにお客様の申込み情報その他の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができることとします。
2）1）に定める事業譲渡には、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第10条【免責】
1）講師資格認定を受けた方が運営するプログラミング教室等の業績変動について、当センターは一切責任を負いません。
2）天災事変や法令・公権力の発動等の不可抗力により利用者ならびに利用者が運営するプログラミング教室等に属する生徒の知識・技能の向上その他の目的が万一達成できなかった場合においても、当センターは一切責任を負いません。
3）講師資格認定を受けた方がご自身により任意で公開した情報等の保護に関して、当センターは一切責任を負いません。

第11条【準拠法】
当規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第12条【裁判管轄】
1）当規約に記載のない事項にて協議の必要性が生じた場合、当センターは誠実に協議を行うこととします。
2）当センターとお客様との間に紛争が生じた場合、大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第13条【規約の変更】
1）当センターの意向において当規約の変更を行うことができるものとします。
2）当規約を変更した場合には、利用者に当該変更内容を通知するものとします。

【施行】 2021年9月1日